

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境対策特別委員会(第11回)	会議場所	第3委員会室
		担当職員	八木
日 時	平成24年7月12日(木曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午前 11 時 45 分
出席委員	中村 苗村 菱田 湊 日高 明田		
理事者 出席者			
傍聴者	市民 1名	報道関係者 -名	議員 1名(西口)

## 会 議 の 概 要

### 1 開議

#### <中村委員長>

本委員会では前々回にアユモドキについて取り組むことを決定し、前回に亀岡市保津地域アユモドキ保全協議会事務局からの説明を受け、現地視察を行った。アユモドキの保全保護について市が行わなければならないことはなにか、また、市が行わなければならないことのために本委員会がやらなければならないことはなにかの視点を持つ必要がある。今回は、地元で保全活動に取り組まれている西口議員からの説明、意見を聞き、本委員会としての方向を検討する。

～ 10 : 08

### 2 アユモドキの保全保護について

#### 西口議員から保津町におけるアユモドキ保全活動について説明

～ 10 : 44

#### [ 質疑 ]

##### <湊委員>

アユモドキが本市と岡山県にしか生息していない根本的な理由は、水質等に大きな違いがあるようにも思えないが、生息個体を近隣の河川へ放流すれば繁殖するものではないのか。

##### <西口議員>

詳しいことはわからないが、過去の農薬利用が河川に及ぼした影響は大きかったと考えている。本市の生息河川は湧水があり、それが一定の役割を果たした可能性もある。湧水は他の河川にも存在することから期待をしているが生息実態の確認には至っていない。

岡山県では人工受精により増殖しているが、それらの個体は自然河川に戻してはならないとする法規制がある。本市の個体も人工増殖し、一般市民が見られるような形での研究利用の計画がある。

現在使用されている農薬は、生物に及ぼす影響が小さくなっている。ブラックバスをはじめとする外来魚が大きな脅威。保津川本流には外来魚の大型個体が生息することから、本流でアユモドキが生息することはかなり困難と感じている。アユモドキは人の手を加えないと保全が難しいと言われている。市民的な働きが必要だが、その一例が保津町での取り組みであろう。調査により確認される個体

数も年により変化が大きい。繁殖可能な個体年齢も限られている。  
大規模スポーツ施設と関連してサンクチュアリの構想がある。田のままで保全していくとのことである。農事組合法人ほづでは当該地における減農薬、無農薬での米作り、アユモドキ米のブランド化を検討している。

< 湊委員 >

アユモドキはドジョウ科なので清流を好むわけではない。

アユモドキではないが、南丹市の高齢者から聞いた話では、大雨時に山からの流水にドジョウが含まれており簡単に捕らえられるポイントがあるようである。

< 西口議員 >

保津地内では「じゃこ田」と呼ばれる同じような場所があり、ある田の落水箇所にカゴを置くだけで多くの魚が捕れたとの話を高齢者から聞いた。用水等の関係で一つの田に魚が集まったようである。

また、河川の堰の直ぐ下流側に河床の洗掘を防止するための石を置く。昔はその石の隙間にはアユモドキが多数生息しており簡単に捕まえられた。

現在の生息箇所も落水したときに、石垣に多数のアユモドキがもぐりこんでいることが確認できた。石垣等の隙間を作るような工法により、アユモドキの生息場所、避難場所が確保できると考える。

< 菱田委員 >

アユモドキの保全保護には二つの視点がある。本市の自然環境のバロメーターとして位置付けることと、単に生物種として保護することである。議会として取り組めることを考えるに条例の制定であり、条例により本市の環境、アユモドキが生息できることの素晴らしさを打ち出していければと考える。西口議員の意見はどうか。

< 西口議員 >

生息河川では天然記念物である藻類のチスジノリも、アユモドキ調査の過程で発見された。環境保全については一つ一つ積み重ねていくことが必要。禁漁区の設定に効果があったことから、生息河川流域全体を規制するようなことも考えられる。アユモドキのみを対象とするのは難しいかもしれない。天然記念物を有する貴重な河川であることを踏まえての条例であるべき。市民意識向上のきっかけになるようなものを。ブラックバス等の外来魚が増加しており、将来的にもアユモドキの危機はある。河川の生物を守るための条例を議会で検討、勉強していく必要がある。

～ 11 : 06

< 中村委員長 >

アユモドキの保全保護に係り本委員会としての方向について意見は。

< 菱田委員 >

アユモドキをバロメーターとし本市の水辺環境を保全していく理念的な条例の制定を目指すべき。大型スポーツ施設誘致に関わりサンクチュアリ構想がある。誘致の成否に関わらず構想はいかしていくべき。外来魚等の排除も必要であろう。地元が積極的に取り組んでいることから、自助、共助はできている状態で、公助が必要。また、市全体の取り組みとするためにも理念を掲げる条例が必要。

< 苗村副委員長 >

市環境基本条例に基づく環境基本計画がある。河川改修工事に生物生息環境保全に資するような工法の採用等を掲げているが、現実的にそのような施工をしている例は多くない。施工には困難が伴い、また法的な規制をかけることも難しい部

分があるようである。開発行為等と生物保全の考え方の整合を図るのが難しい。条例ならば理念だけでなく、それぞれの役割を明確にするような内容が必要。環境基本条例が生かされていない状況も考慮しながら検討する必要がある。条例制定に向け検討することには賛成。

< 湊委員 >

アユモドキに関し「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」及び「文化財保護法」が保護に係る法となる。その他関係する法令等を整理し、不足している部分を把握する必要がある。条例制定の検討は否定しない。

また、アユモドキ自体に関する市民の関心は低いと感じる。周知広報も必要。

< 明田委員 >

まずは関係する法令、保全活動の現状、市環境基本計画等を委員会で整理することが必要。本市で必要な取り組みと議会として行えることを検討し、その結果として条例に繋がればよい。条例制定ありきで進めるべきではない。

< 中村委員長 >

関係法令等をもう一度整理すべきとする意見があるが。

< 明田委員 >

農薬の影響も大きいとのことである。これの現状把握はどうか。

< 菱田委員 >

現在では農薬の使用用途は厳しく定められている。しっかりと規制されていると感じている。近年では河川に魚が戻り、田に鷺なども飛来している。農薬の影響が小さくなったことからであろう。無農薬の米作りも可能であるがかなりの労力を要するものであろう。

< 日高委員 >

米作りで使用した農薬や肥料は明示しなければならないのか。

< 菱田委員 >

基本的にはいつ、なにを施肥したか、農薬を使用したかを管理しないと出荷できない。トレーサビリティシステムを採用している市内直売所があり、対応できない者は販売できない例もある。

< 日高委員 >

すでにある法規制等を理解しないと新たな規制を設ける条例を制定することは難しい。

< 菱田委員 >

そのとおり。現在の法令等の規制が及ばない部分をピンポイントで対策する必要がある。

< 苗村委員 >

他自治体ではアユモドキではないが生物、自然環境保護に関する同様の条例の例がある。それらも研究しながら進めていければ。農薬や工法の問題などは専門的であり、素人の我々は踏み込めない部分である。専門家の話を聞くと共に、関係法令等の理解を。

< 湊委員 >

保全活動で中心的な役割を果たしている岩田教授に、議会がアユモドキに関する条例を作る場合に本市で望ましい内容はどのようなものが尋ねてはどうか。今議論している疑問点はその時に質問すれば回答いただけるのではないかと。

< 中村委員長 >

専門家に対し本市に必要な条例内容を尋ねることでもいいか。事務局から意見はあるか。

<事務局>

条例は施策を実現するための手段である。どのような条例（手段）を採用するか  
の議論には、その前提として、何をどうしたいのかがあるべきである。現状を把  
握し、あるべき姿を設定するのが議会での議論の役割だと考える。専門家に必要  
な条例を尋ねる前に、本委員会として何をどのようにすべきかの議論を深める必  
要があると考えます。

<日高委員>

アユモドキを密漁する目的はなにか。売買は食することが目的か。

<湊委員>

鑑賞である。マニア。

<中村委員長>

委員会として、アユモドキに関し何が問題で、どのように解決していくかを考え  
る必要がある。意見は。

<菱田委員>

アユモドキの保全が第一。そのためには生態系を守ること、生態系を守るために  
は1、ファブリダム等の水利施設の活用、2、産卵環境確保のための水田の保全、  
3、外来魚の駆除が必要。これらが確保されれば環境は保全できる。地元での取  
り組みとともに市民意識の高揚が必要。また、地元の取り組みを一定のルールの中  
に位置づけることも必要。また、行政支援が継続して行われるための制度確立  
も必要。また他の課題もあるであろう。専門家の意見を聞くことも必要。

<中村委員長>

アユモドキの保全に関し、市が行わなくてはならないこととそのために議会が行  
わなくてはならないことを整理していく必要がある。菱田委員が提示した3点に  
ついてさらに議論を深めるとともに、その他専門家の意見を聞く。

次回委員会で委員間の議論によりさらに理解を深める。

<菱田委員>

専門家のアドバイスを受けてはどうか。我々以上に深い理解を持っている。法令  
等で不足する部分も感じておられるのではないかと。様々に提案いただけると考え  
るが。

<中村委員長>

岩田教授を本委員会に招致することは可能か。

<明田委員>

可能ではないか。

<湊委員>

委員会として議論を整理する必要がある。ファシリテーションを取り入れ、議員  
間で課題等の共通認識をしないと専門家の意見を聞いても効果が低いのではな  
いか。

<苗村副委員長>

研究者は本市のアユモドキに関する諸課題を把握しているはずである。解決策に  
も考えが及んでいるであろう。しかし、実際に様々な規制が可能なのか。規制が  
農業者や開発業者の活動を制限することもあるであろう。そのような部分を専門  
家から聞きたい。

<湊委員>

委員会での議論を整理する必要があるのではないかと。

<日高委員>

密漁等を規制するための条例か、若しくは市のPRのための条例か。PRのため

ならば法令的な整理を考慮する必要性は低いのではないか。アユモドキに対する市民の関心は低い。

<菱田委員>

どのような条例が望ましいかはさらに議論が必要。次回委員会で専門家の意見を聞き、その後委員会でファシリテーション技術を用いて課題の整理をしてはどうか。

<中村委員長>

次回委員会で専門家の意見を聞き、その後委員会として課題の整理を行う。

<湊議員>

委員会内での課題の整理を先に行うべきではないか。アユモドキの保全活動については今回西口議員から説明を受けた。

<中村委員長>

西口議員は岩田教授と活動を共にしている。

<湊議員>

専門家の話を聞くことを続けるのではなく、委員会としての議論を深める過程を経るべき。専門家の意見を聞くことができるのは貴重な機会であるので、十分整理して臨むべきと考える。

<中村委員長>

次回委員会は8月3日(金)午後1時30分からとする。ファシリテーションの技術を用いて委員会として課題の整理を行う。

<全員了>

### 3 その他

なし

散会 ~ 11:45